

第6節 騒音・振動の防止

第1 固定発生源対策

工場・事業場、建設作業

規制・指導

「騒音規制法」、「振動規制法」及び生活環境保全条例に基づく工場・事業場や特定建設作業に係る騒音・振動の規制事務を円滑に進め、規制・指導の徹底を図るため、市町村に対する指導や担当職員の技術研修等を行いました。

土地利用の適正化の促進

工場と住居の無秩序な混在を防ぐため、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法の活用を図りました。また、工場適地調査等の実施、工場に適した用地の紹介や工業専用地域等への立地に必要な資金を融資する産業立地促進融資制度の運営を行いました。

近隣騒音

規制・指導

拡声機騒音及びカラオケ騒音については、生活環境保全条例に基づく規制権限を委譲している市町村に対する指導や担当職員の技術研修を行い、規制・指導の徹底を図りました。

また、航空機による商業宣伝放送等については、同条例による規制の徹底を図るため、関係業者に対して指導を行いました。

啓発活動の促進

近隣騒音のうち生活騒音は、社会生活の場で日常的に生ずるものであり、その防止については住民相互のモラルに負うところが大きいことから、各種啓発活動を促進しました。

低周波音

調査・研究の推進

低周波音については、苦情発生場所等10地点における実態調査を実施するなど、低周波音の発生機構や測定・評価に関する知見の集積に努めました。

第2 移動発生源対策

航空機

大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定

大阪国際空港周辺における航空機騒音の実態を継続的に把握するため、空港周辺の3地点に設置している自動測定装置とテレメータシステムにより、航空機騒音データの収集、測定結果の解析を行いました。

また、関係市と連携し、空港周辺8地点において航空機騒音の随時測定を行いました。

関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視

関西国際空港周辺における航空機騒音に係る環境保全目標の達成状況を把握するため、関係市町と連携し、大阪湾沿岸部等16地点において航空機騒音測定を行った結果、全地点で環境保全目標達成を確認しました。

大阪国際空港周辺対策の推進

空港周辺対策として、「公共用飛行場における航空機による障害の防止に関する法律」等に基づき、大阪国際空港周辺において様々な環境対策を行っており、航路直下や空港縁辺部で騒音等が特に著しい地区については、「大阪国際空港周辺緑地」（約50ha、緩衝緑地36.5ha、利用緑地13.5ha）を都市計画決定し、計画的に緑地整備を行っています。

平成12年度は、府では工場等5か所について移転補償を実施するとともに、利用緑地の一部区域の実施設計（0.7ha）、基盤整備工事（0.7ha）及び施設設備工事（0.7ha）を行いました。

また、民家防音工事に対する助成（平成12年度は、住宅の防音工事154世帯、機能回復工事719台、告示日後住宅の防音工事363世帯への補助を実施）、周辺環境基盤施設（防火貯水槽）整備事業への補助、営業者資金あっせん融資等を行いました。

鉄軌道

騒音・振動対策の促進

新幹線鉄道や在来鉄道について、騒音・振動対策の実施状況を把握するとともに、関係市町と連携しながら鉄道事業者による騒音・振動対策の促進を図りました。

関西国際空港へのアクセス特急による騒音・振動問題の解決に向けて「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」（国土交通省、大阪府、関係市町及び鉄道事業者で組織）において、平成9年度から3ヶ年計画で鉄道事業者が実施した防音壁の設置・弾性枕木の敷設・レール削正等の実施状況や対策効果、今後の対応方針等についての報告をとりまとめました。